

大木中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

I いじめについての基本的な考え方

(1) はじめに

学校生活における本校の生徒は、純朴で優しく行事などでの協力性も見られますが、自ら考えて物事に積極的に取り組む姿勢が弱く、向上心が表面に現れてこないことが多く見られます。また、昨今の社会的な様々な風潮は、本校生徒の生活背景の中にも見られ、生徒間の対人トラブルの増加や生徒同士での問題解決能力の不足が感じられます。

このような現状の中、教職員は、いじめを見抜く鋭い人権感覚をもち、いじめを絶対に許さない姿勢で、いじめにつながる事案に対し迅速に対応することが大切と考えます。そして、いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」と「早期解決」に取り組めます。

さらに、学校がすべての生徒にとって安全で安心して生活できる場所であるためにも、生徒には、いじめが絶対に許されない行為であることをしっかり理解させ、相手を思いやる気持ちや共に支えあう力を、生徒の主体的な活動のもとに育むことができるよう取り組みを進めます。

また、いじめ問題に対しては、学校と家庭が情報を共有して取り組みを進めるとともに、日頃から地域や家庭、教育委員会や関係機関などと連携し、協力体制を築きながら取組を進めていきます。

なお、この基本方針は「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

(2) いじめの認識

① 「いじめ」の定義と解釈

いじめ防止対策推進法第2条によるいじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。

その際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。このことは、いじめられていても、本人がそれを否定する場合がありますからです。このことを踏まえ、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、複数の教職員で行い、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、確認する必要があります。ただし、行為の起こったときの周辺の状況等を客観的に確認することも必要と考えます。

また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係と考えます。

さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠され

たり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいても、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめにあると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限りません。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有する必要があります。

② 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応します。

③いじめのとりえ方

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題であること。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっていること。
- ・いじめは、その行為によっては犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察への相談・通報が必要となり、連携した対応が必要となること。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって対応する社会的問題であり、教育委員会や関係機関などと連携した取組みが必要であること。

II いじめ防止等のための組織

本校は、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、「大木中学校いじめ防止対策連絡会議」を設置する。

(1) 目的

「いじめ防止対策推進法」第22条及び鈴鹿市いじめ防止対策基本方針により、本校におけるいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止、早期発見・対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

(2) 委員の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教員、人権教育推進教員、養護教諭、スクールカウンセラー等とし、必要に応じ校長が必要と認める者を加えるものとする。

(3) 会議の開催

定期的には年間3回開催し、必要に応じ校長が開催を要請できるものとする。

(4) 会議の内容と機能

- ・学校経営の改革方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正に関すること。
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口機能。
- ・いじめに関する情報や問題行動に係る情報の収集及び共有に関する役割機能。
- ・いじめの事実関係の調査、生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携に関する役割機能。
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査に関する機能

Ⅲ 学校でのいじめ防止等のための対策

いじめ防止等のための基本的な考え方として、未然防止→早期発見→早期対応を原則として対策を実行します。

また、いじめの再発防止や、家庭や地域・関係機関との連携、日常の点検・評価を大切にして対策を進めます。

(1) 未然防止に向けて

① 学校経営における位置付け

- ・豊かな心の育成のため、道徳をはじめとする全ての教育活動を通じて、生徒の社会性、規範意識、思いやりなどの心を育み、互いに認め合い、支え合う集団づくりを進めます。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・確かな学力の定着のため、全ての生徒がわかる授業をめざし、こども主体の授業づくりを進めるとともに、一人ひとりの課題に対応したきめ細かい指導に努め、授業を中心に言語活動の充実を図ることで、コミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育みます。
- ・キャリア教育や生徒会活動、部活動などの特別活動を通じて、自己有用感を育て、自己調整力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成をめざします。
- ・生徒の様子についての情報共有を密にするため、生徒指導部、生徒支援部を中心に各学年間の連携を強化するとともに、校区の就学前施設、小学校との連携を進め、途切れのない支援に努めます。
- ・学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進し、情報を発信することにより、生徒同士や地域との人間関係づくりを行うことで、地域に根ざす生徒を育てます。

② 教職員等を対象とした取組

- ・教職員のいじめ問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるための計画的な校内研修を進めます。
- ・日頃から、生徒と積極的に向き合い、日々の生活ノートや毎学期のアンケート調査に加え、計画的な教育相談の実施等により、生徒が示す変化やサインを見逃さず、生徒がいじめや心の苦痛を訴えやすい相談体制を充実させます。

③ 生徒を対象とした取組

- ・生徒会が中心となり、ピンクシャツ運動などいじめ撲滅に向けた取組や、行事や全校集会、校区の人権フォーラムなどで人権について学んだり、話し合ったりする場を設けるなど、生徒が主体的に考え、行動できる取組を行います。
- ・携帯電話やスマートフォン、インターネット上のいじめ防止については、その正しい利用方法や危険性についての理解を深めるため、外部講師を招いての講演会や授業などで、情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭と連携した取組を推進します。

(2) 早期発見及びいじめの対処に向けて

① 早期発見に向けた取組

- ・教職員全員が、「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の行動や生活の様子に目を配り、生徒理解に努めるとともに、生徒や保護者との信頼関係の構築に努めます。

- ・遊びやふざけなどと思われがちな言動にも目を向け、教職員間の報告・連絡・相談・記録を徹底し、情報共有することにより、いじめを見過ごさず積極的に認知するよう努めます。
- ・毎日の生活ノート、定期的ないじめアンケート（5月、9月、1月）や教育相談（5月、11月、2月）を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、アンケートについては、その日に内容を確認するなど、生徒からの訴えには迅速に対応します。
- ・教職員に直接話をするのがためられる場合を考え、関係機関などへの相談方法を生徒・保護者に啓発します。
- ・インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、生徒及び保護者から、積極的な情報が得られるように日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

② 初期対応での取組

- ・いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ対応します。
- ・生徒本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた生徒の立場に立って、丁寧に聴き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ・生徒への聴き取りは、複数の教職員で行うことを基本とし、いじめを行った生徒にいじめの認識がない等、いじめを受けた生徒との間で見解が違う場合は、周りにいた生徒からの聴き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを、教職員は理解しなければなりません。これを踏まえ学校は、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。また、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応します。

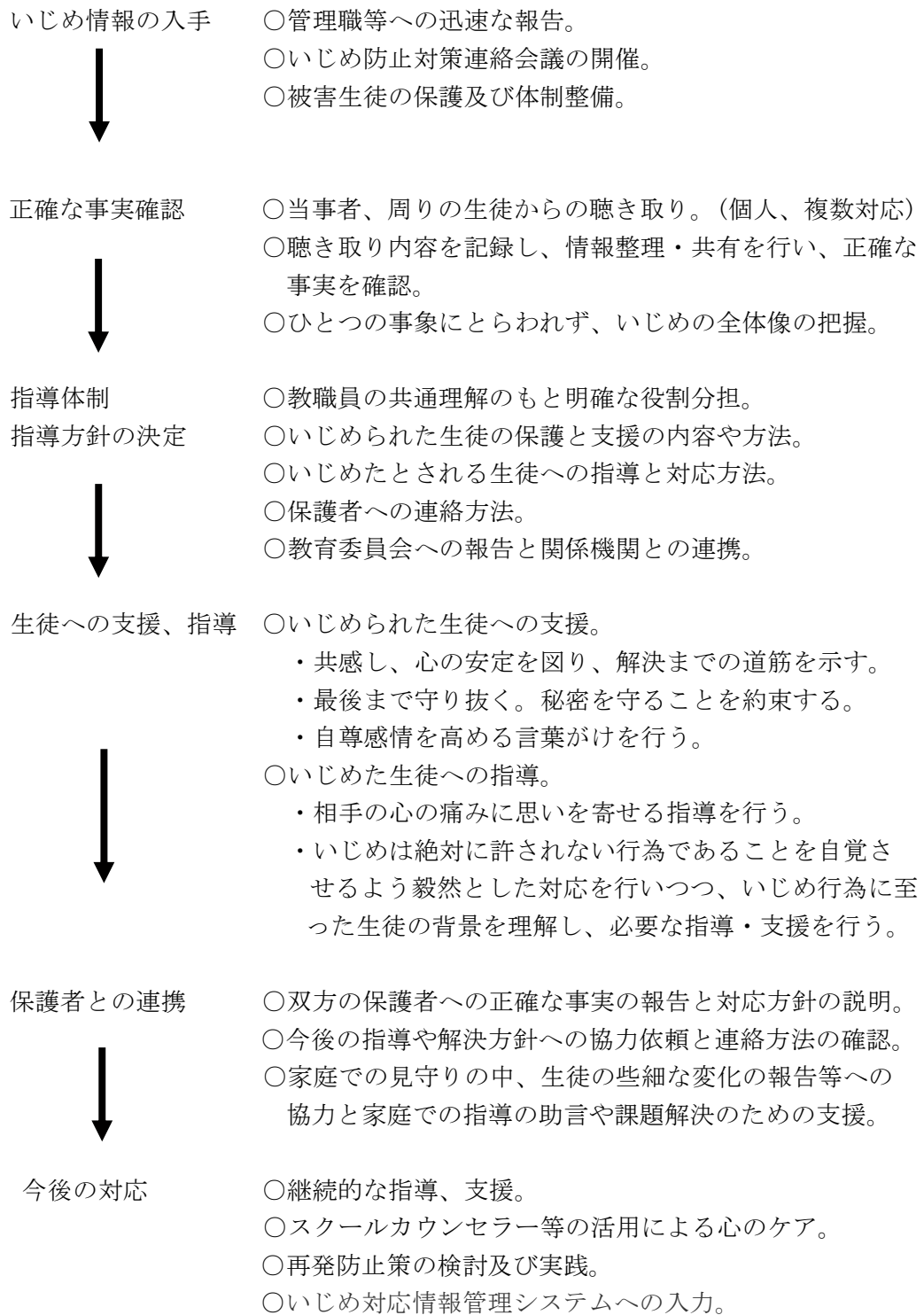
③ 生徒への指導や支援

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせたり、止めたりした生徒を全教職員が一体となって守り通します。
- ・いじめたとされる生徒に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関の協力を得ながら、当該生徒に必要な教育的支援を行います。
- ・いじめ問題の背景には、生徒が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけで判断せず、生徒を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

④ 組織的な対応

- ・いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに、「大木中学校いじめ防止対策連絡会議」を中心とした組織的な対応を行います。

※いじめ発生時の対応要領



- ・いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。
- ・いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や生徒の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりをめざした学校教育活動の再構築を図ります。

⑤ 学校でのいじめ相談

- ・定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実に努めます。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。
- ・生徒の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもがいじめの相談を行うことができる体制を整え、機能させるよう努めます。

(3) 取組の点検・評価及び学校運営改善の実施

いじめ問題などへの取組については、学校経営の改革方針に示し、年度末に学校評価を行うことでその状況についての点検・評価を行います。

また、学校運営協議会による学校関係者評価を行い、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

さらに、教職員が生徒と十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努めます。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

- | |
|--|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒が自殺を企図した場合○ 身体に重大な傷害を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合 <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。</p> <p>ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。</p> <p>なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。</p> |
|--|

(2) 重大事態発生時の対応

- ・校長は、重大事態が発生したと判断した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。
- ・大木中学校いじめ防止対策連絡会議を開催し、市教育委員会と連携して、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。
- ・調査に当たっては、市教育委員会の指導、助言のもと、公平性・中立性の確保に努め、客観的に可能な限り事実を明確にします。また、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

・いじめられた生徒の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

(3) 学校いじめ防止対策連絡会議との連携及び調査

重大事態が発生した場合、大木中学校いじめ防止対策連絡会議を速やかに開催し、事態の報告と今後の対策について検討します。その際、いじめを受けた生徒・保護者の事情や心情を最優先に考え、市教育委員会と連携して取組を進めます。

調査にあたっては、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅し、明確にします。また、その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で説明するとともに、これらの情報の提供にあたっては、市教育委員会と連携し、他の生徒のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつ、いじめを受けた生徒・保護者の事情や心情を考慮して、隠蔽と受け止められることの無いよう適切に提供します。